

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 436

平成19年 9月25日(火曜日)

# 社 外 重 役

Selected Clients &amp; Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド  
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F  
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439  
 大阪支社)大阪市北区堂島2-1-31 ORIX堂島ビル5F  
 Tel.06-4799-2004 Fax.06-4799-0539

人 事

税務会計

## 新入社員の転職希望者急増 対応策にメンター制度が注目!

わずか入社数カ月で「転職したい」新入社員の数が増えている。複数の人材紹介企業の今年春のデータによると、A社は入社後3か月で転職希望を登録した新社会人の数は前年比2倍となる80人から170人に、B社やC社は3割増、4割増とそれぞれ急増している。

厚生労働省の「3年以内離職率調査」でも1990年代後期から30%を超え、2003年卒では35.7%に達している。

人材紹介会社など専門家はいくつかの原因を上げている。まず景気回復による大量採用で求人倍率が2000年で1.0を超え、07年には2.0を突破した。いわゆる「売手市場」となって企業側の新卒採用競争が過熱、経験の浅い新社会人の中途採用も活発になった。また企業側がいい人材を1人でも多く欲しいため「長所」ばかりを見せたがる傾向も否めないという。学生気質や職業観にも変化がある。配属先が合わないミスマッチや自分には他の選択肢もあるとする過信や移り気、安易な道を選びたがる傾向など送り出す大学側も頭痛の種となっている。

採用コストは1人数百万円ともいわれ、3年以内退職率が30%以上は黄信号。最近、定着策としてメンター制度の導入が目立つ。これは、職場の違う若手先輩社員がマンツーマンで公私にわたり助言する制度。将来のキャリア形成も含め、新人を孤立させないきめ細かい対応で人材流動化時代を乗り切ろうとしている。

## 法人税の増額更正延長に要注意 7月の調査から4年、来年は5年に

法人税調査などで増額更正される場合の期限が延長されているので注意したい。

申告書の内容に誤りがある場合は、税務署長は更正処分をすることができるが、税額を増額する更正の期限はこれまで原則として3年とされていた。ところが、2004年度税制改正において、法人税に係る欠損金の繰越期間が5年から7年に延長されたことから、増額更正の期限についても3年から5年に延長された。

欠損金の繰越期間が延長されると、その欠損金額が7年間の法人税の所得計算に影響してくるが、これに伴い、法人税の計算では、純損失などの更正に連動して繰越期間内の所得も同時に更正できるようにすることが必要となる。

そのため、増額更正の期限についても、国の債権・債務の消滅時効や減額更正の期限が5年などを考慮し、5年に延長することになった。

増額更正の期限延長が適用されるのは、2004年4月1日以後に期限が到来する法人税からとされたことから、もっとも早いもので2004年2月決算法人の申告分からが対象となる。2月決算法人は、7月からの新事務年度の法人税調査において、2004年2月期、2005年2月期、2006年2月期、2007年2月期の4年分が増額更正の対象となる。来年2月期からは、さらに5年に延長されることになる。

今後、法人税調査などで増額更正されると、更正期限が延長された分、税額も増加することになるので注意したい。

今週のキーワード

メンター制度

指導者、助言者と訳されている人材育成サポートの手法で、80年代にアメリカで生まれた。仕事上の相談、人間関係、不安や悩みのケアなど、総じてキャリアプランや能力開発などをサポートする。メンターとメンティ(被助言者)は上下関係がなく1対1で行う例が多い。グループ教育にも応用される。メンターには入社2~5年の若手社員が就くが、メンター自身の幹部育成の狙いもある。日本では90年代後半以降から増え、助言制度、メンタリング制度など名称は様々。